

# 名古屋大学 ACS

## メンタルヘルス担当およびソーシャルサービス室の活動報告（2013年度）

国際教育交流センターアドバイジング部門

ソーシャルサービス室

坂 野 尚 美

本報告書では「相談件数と内容」、「多文化ピア・サポーター」、「ソーシャルサービス室の支援状況」の3つに分けて報告する。

### I. 相談件数と内容

2013年1月～12月までの相談件数と内容は、下記の表の通りである。留学生の心の病、異文化不適應や、さまざまな問題を抱えている留学生の心のケアを行った。

精神保健では、学内の保健管理室の医師から診断された留学生の病名では、適応障害、気分障害、不安障害、境界性人格障害、双極性障害、統合失調症の順で多かった。

2013年10月1日に改組され、国際教育交流センターアドバイジング部門内に、ソーシャルサービス室が設置された。障がい留学生支援では、相談および実際の

修学支援を受けている学生の内、発達障害がもっとも多かった。とりわけ、数学の学習が理解できない学習障害や読字障害が多く、修学支援を実施した。具体的には、学習支援（チューターリング）や文章の読み上げや入力作業の補助を行った。

留学生のメンタルヘルス相談では、1つの相談内容ではない場合があった（ただし上記の全報告のうち20名以下）。そのため相談件数は、のべ人数になっていない。相談内容の「その他」では、学内の学生相談総合相談センターの学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門、障害学生支援室、ハラスメント相談センター、法務室等との連携のほか、留学生担当教員や指導教員などの教職員と共に支援を行った相談内容と件数を数値化した。学外の専門機関との連携をはかりながらの留学生支援等についても、「その他」の相談内容・件数に含めた。また「その他」では、留学生が来談者となる場合だけでなく、留学生宿舎内での人

### 相談件数の内訳

(2013年1月～12月)

相談項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
指導教員・研究室・進路	4	4	4	4	18	20	17	24	25	35	25	35	215
日本語・学業	4	4	2	2	6	5	6	3	4	8	22	28	100
入国・在留関係	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	5
宿舍	0	0	0	1	4	7	8	2	3	4	18	26	63
奨学金・授業料	1	4	4	6	7	8	8	2	3	6	5	3	57
生活・適応	6	12	12	11	16	20	24	15	8	28	36	38	231
家庭・家族	8	8	8	2	3	4	3	6	9	5	15	20	91
人生観	2	1	2	0	1	4	2	1	1	1	1	1	22
恋愛	2	4	8	4	5	5	1	1	1	1	1	1	44
精神保健	22	26	31	36	48	52	56	35	38	58	72	78	552
身体健康	3	4	5	5	6	8	6	8	8	14	24	38	149
障がい支援	4	7	17	18	24	26	32	34	42	32	68	74	378
国際交流	2	7	10	12	14	12	15	22	24	28	24	28	198
その他	24	46	49	52	78	72	86	76	89	78	156	136	942
合計	82	127	152	154	230	243	264	231	255	300	467	506	3,047

間関係のトラブルに関する相談を件数に含めている。こうした学内、学外での専門機関との連携が必要とされる場合の多くは、来談者（留学生など）が心の病を持っていた。

## Ⅱ. 多文化ピア・サポーター研修

サポーター研修は、5月に2回、9月に学内の障害学生支援室と合同合宿（2泊3日研修）、2月2回開催した。のべ28名の参加になった。2014年2月に参加してくれた14名全員が、サポーター登録をしている。そのうち、常時修学支援サポーターは10名が活動することになった。サポーター研修の参加人数は多くないが、質の高い研修と個別の育成が必要であるため、今後も少人数性の修学支援サポーターおよびピア・サポーター育成を継続するつもりである。

ピア・サポーター活動を実施している。夏季、冬季、春季休みを除き、毎週火曜日に研修および活動を行った。ピア・サポーターの相談支援を実施し、のべ28人の相談に応じた。実施日と実施内容については、生活や人間関係などの相談が多かった。



## Ⅲ. ソーシャルサービス室の支援状況

独立行政法人日本学生支援機構（2012年2月14

日）の報告では、2011年度の全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に障がいのある学生（以下、「障害学生」という）の修学支援に関する実態調査を実施したところ、障害学生在籍学校数は807校（前年度785校）、（全学校数に対する割合は66.9%（同64.3%））であった。障害学生数は全体で10,236人（前年度8,810人）であり（全学生数に対する割合は0.32%（同0.27%））平成22年度よりも増加傾向にある。ソーシャルサービス室では、身体障がいをもつ留学生は約3-5名、精神障がい約20名、発達障がいを抱える学生が6名おり、そのうち支援を受けているものは7名程度いる。

2014年2月に、日本は障害者差別撤廃条約に批准した。それを受けて障害者差別解消法（障害者差別撤廃条約）は、2016年4月より障害者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障害者の自立した生活と地域社会への包容について定めている。さらに、条約の内容が実施されているかを監視する機関を国内に設置することが明記されている。そのため、ソーシャルサービス室は、学内の障害学生支援室と定期的に会議を開催し、連携強化する必要がある。

名古屋大学の留学生が3000人に達した場合には、おおよそ7-8%の障がい留学生が在籍することになることも踏まえ、どのような対応や準備が必要であるのか、検討する必要がある。具体的には学内での修学支援に関して、すべての留学生や教職員への理解の促進・意識啓発を行い受け入れ体制を充実させる。また種々の事例や知見を蓄積していく中で、さらに具体的な修学支援の在り方について検討を進めていく必要がある。修学支援の合理的配慮に関しては、修学が継続できるように変更や調整を行っていくものであり、個々の留学生の教育的ニーズに応じてサービスを提供していくものであるが、体制面や財政面において均衡を失ったもしくは過度の負担にならないような修学支援のサービス提供を実施する。またサービス提供を必要とする留学生と大学内のサービスに関する合理的配慮決定の合意がなされない場合についても検討する必要がある。障がいを理由に入学の拒否をしない。高等教育であることも踏まえ教育のレベルを低下させないことを前提に、意欲と能力のある障がい留学生が学びやすい環境づくりを目指し、修学支援のサービスの実践をしたいと考える。